

兵庫県公報

令和6年12月24日 火曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	1

企業庁管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和6年12月24日

兵庫県公営企業管理者 梶本修子

兵庫県企業庁管理規程第4号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和41年兵庫県企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第3条の2 条例第6条の4に規定する管理規程で定める勤務は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号）第22条第1項に規定する在宅勤務（以下「在宅勤務」という。）とする。

2 条例第6条の4に規定する管理規程で定める期間は、3箇月とする。

3 条例第6条の4に規定する管理規程で定める時間は、次に掲げる時間とする。

(1) 勤務時間規程第5条の3に規定する超勤代休時間又は勤務時間規程第6条に規定する休日等若しくは年末年始の休日等に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）

(2) 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間

4 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

5 管理者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、在宅勤務を行う場所、日数その他条例第6条の4の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

6 管理者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

7 在宅勤務等手当は、給料の支給日に支給するものとする。

8 職員が新たに条例第6条の4の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同条に規定する管理規程で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同条の職員たる要件を欠くことになったと認められた場合においては、当該要件を欠くことになったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

第6条の2第1項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の102.5」を「100分の105」に、同条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の68.75」を「100分の70」に、「100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の58.75」を「100分の60」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の172.5」に改める。

第6条の3第1項第1号中「100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の122.5」を「100分の125」に改め同項第2号中「100分の48.75」を「100分の50」に、「100分の58.75」を「100分の60」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この管理規程は、公布の日から施行する。

2 改正後の企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の管理規程」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の管理規程の規定を適用する場合においては、改正前の企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の管理規程の規定による給与の内払とみなす。